



ご当地ナンバープレートのデザイン決定！

8月1日から交付スタート！

町村合併60周年を記念して製作する50cc以下の原動機付自転車のご当地ナンバープレートのデザイン決定のための投票を、5月に実施したところ830票の投票がありました。その結果、最も多い402票を獲得した「緑豊かな筆柿の里をPRするえこたん」を描いたデザインが採用となり、平成26年8月1日から、このデザインのご当地ナンバープレートを希望者に交付します。

※実際に製作するナンバープレートは、デザインが少し変更になる場合があります。

なお、従来のナンバープレートとの選択ができるほか、既に交付を受けている車両についても、無料でご当地ナンバープレートと交換することができます。また、新しいナンバープレートの交付に先立ち、初回導入時限定で希望ナンバーを募集します。

決定したデザイン



えこたと筆柿のナンバーで幸田をPR

★初回導入時限定！希望ナンバーを募集します！

希望対象番号 『こ・・1』～『こ253』 除外番号：下1桁4と9、下2桁42

応募資格 次のいずれにも該当する人

- ・交付の時点で幸田町に住民登録のある人
- ・新規に登録する人または幸田町に50ccの原付の登録があり交換を希望する人
- ・平成26年8月29日（金）までに手続きができる人
- ・所有者お一人様につき1台のみで、希望ナンバーも1つ



応募方法 応募用紙かはがき

応募用紙 必要事項を記入のうえ、税務課窓口へ持参するか、下記送付先へ郵送。

応募用紙は町ホームページからダウンロード、または税務課窓口でも配布しています。

はがき 以下の内容を明記のうえ、下記送付先へ

所有者名または所有法人名（ふりがなも記入）、住所、電話番号（昼間連絡できる番号）、生年月日、新規登録か交換のどちらか（交換の場合は現在のナンバーを記入）、希望の番号
〒444-0192 幸田町総務部税務課町民税グループ ご当地ナンバー担当

送付先

応募締切 平成26年7月25日（金）必着

抽選日時 平成26年7月28日（月）午前10時（希望者は立会可能）

抽選場所 役場4階401会議室

抽選方法 同一ナンバーに複数の応募があった場合は、税務課が抽選を行い、その結果を応募者全員に連絡をします。（辞退不可。）当選した人は、平成26年8月1日（金）から29日（金）までに税務課で登録の手続きを行ってください。ただし、期間を過ぎた場合は無効となりますので注意してください。当選されなかった人は、8月1日（金）からはじまる通常交付での交付となります。

★8月1日以降の通常交付について（希望番号の選択はできません。）

町村合併記念日である平成26年8月1日（金）午前8時30分から、受付順に番号順（初回導入時限定希望ナンバーで交付予定の番号を除く）に交付を開始します。

交付申請に必要な書類

1. 新規取得者

販売店から購入の場合 所有者の印鑑、販売証明書

譲り受けた場合（未廃車） 所有者の印鑑、ナンバープレート、譲渡証明書

譲り受けた場合（廃車済） 所有者の印鑑、廃車証明書または譲渡証明書

※譲渡証明には旧所有者の印が押してあること。

2. 交換希望者（幸田町ナンバープレートからの交換） 所有者の印鑑、ナンバープレート

その他

今後、新しくナンバーの交付を申請する人は、ご当地ナンバープレートか従来のナンバープレートかを選択していただきます。

ナンバープレートの交換により、自賠責保険などの変更が必要になる場合があります。詳しくは、加入している保険会社または取扱店へご確認ください。

問合せ 税務課町民税G（内線161）

平成27年度採用 幸田町職員を募集します

1 職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用人数	学歴	受験資格
一般事務職	若干名	大学 短大 高校	・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務職 (障がい者)	若干名	同上	・昭和39年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みの人 ※身体障がい者手帳その他の障がい者であることの証明書類持っている人。ただし、自力により通勤可能であり、介護者なしで職務の遂行ができる人
土木技術職	若干名	同上	・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、土木課程を履修して卒業した人または平成27年3月31日までに卒業見込みの人
保育士	若干名	大学 短大	・昭和54年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みの人 ※保育士資格を平成27年3月31日までに取得または取得見込みの人
消防職	若干名	大学 短大 高校	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みの人 ※両眼とも矯正視力1.0以上で、赤色、青色および黄色の色彩の識別が可能な人

2 試験日程・会場・試験内容

試験	日時	会場	試験内容
第1次試験	平成26年9月21日(日)	幸田町役場 幸田町中央公民館	・一般教養試験 ・職場適応性検査 ・専門試験(土木技術職・保育士)
第2次試験	平成26年10月18日(土) 19日(日)	幸田町役場	・論文 ・3分間スピーチ ・面接 ・体力テスト(消防職のみ)

3 試験申込み・受付期間

区分	受付期間	受付場所	備考
窓口受付	平成26年7月1日(火) から 平成26年7月31日(木) まで	幸田町役場3階 企画部人事秘書課 人事研修グループ	受付時間は、午前8時30分から 午後5時15分まで (土曜・日曜・祝日は休み)
郵便受付			受付期間末日の消印まで有効 (消印なきものは無効)

4 そのほか

- ①募集要項、受験申込書などは、幸田町役場企画部人事秘書課(3階)でお渡しするほか、幸田町ホームページからもダウンロードできます。
- ②遠隔地に住んでいる人で、受験申込書等を郵送で請求する場合は、92円切手を貼付し、宛先などを明記した返信用封筒(長形3号:120mm×235mm)を必ず同封してください。
- ③提出書類(履歴書等)は、理由を問わず返却しません。

問合せ・申込み

幸田町役場3階 企画部人事秘書課人事研修グループ(4番窓口) ☎0564-62-1111(内線323)
*詳しくは幸田町ホームページ(<http://www.town.kota.lg.jp/>)をご覧ください。

先輩職員として

平成26年度採用 保育士
幸田保育園

やまだ しずほ
山田 静菜

保育士になって

毎日元気いっぱいの子どもの笑顔に囲まれて楽しく過ごしています。担任であることの喜びだけでなく難しさも感じますが、日々成長していく子どもたちの姿をそばで見ることができ、子どもから学ぶことや励まされることが多くあります。

子どもと共にさまざまな経験をしたり、先輩の保育士のかたから学びながら、子どもと一緒に成長できる保育士になりたいと思います。



平成26年度採用 一般事務職
産業振興課 農業振興G

ほんだ そうき
本田 創基

幸田町職員として

産業振興課で果樹園芸や畜産など農家のみなさんと関わる仕事を担当しています。まだまだ未熟なところが多く、職場の先輩や農家のみなさんに助けをいただきながら仕事をしています。現場に出ることによって農業の現状を肌で感じる事ができ、日々刺激を受けています。

今後は、幸田町職員としての知識をしっかりと身に付け、住民のみなさんに信頼される職員を目指して頑張ります。





「こうた夢フェスタ」農産物品評会の開催について

例年11月に開催している、こうた産業まつりが、今年度は、こうた夢フェスタの一部として開催します。
その中で農産物品評会を行いますので、家庭菜園などで農作物をつくっているかたは野菜や果物を出品してみてもいかがでしょうか。

- 受付日時** 平成26年 8月16日(土)午前10時～正午
- 受付場所** ハッピーネス・ヒル・幸田芝生広場北側
- 参加賞** 出品物に応じて500円～相当の賞品を後日交付します。
- 問合せ** 出品希望の方は産業振興課農業振興G（内線264）までお問い合わせください。

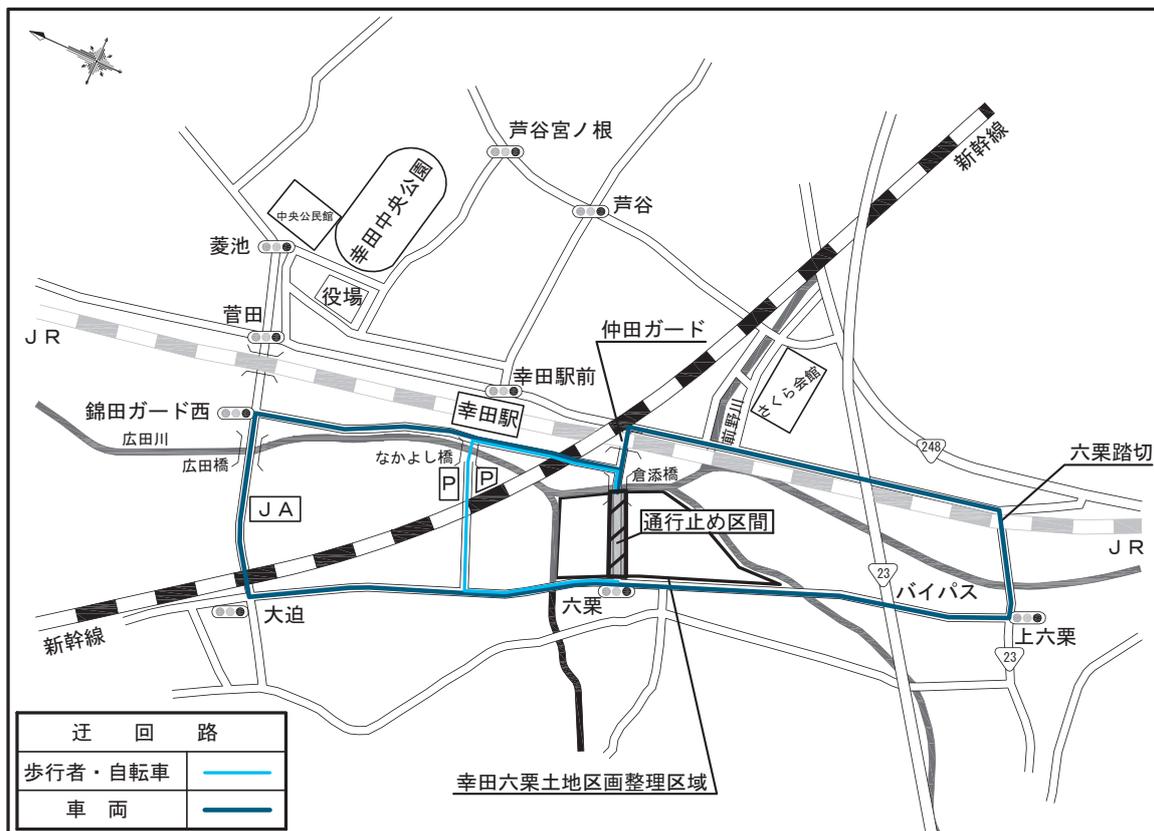


幸田六栗土地区画整理事業地内における通行規制

幸田六栗土地区画整理事業地内にて道路改良工事を行います。工事に伴い、一定期間通行止めによる交通規制を行います。

地元の皆様方をはじめ通行する皆様には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 交通規制
 - 終日全面通行止め（昼夜間） 図面箇所参照
- 通行止め箇所
 - 町道六栗芦谷1号線 六栗の信号から倉添橋の区間
- 通行止め期間
 - 平成26年 8月19日から平成26年12月25日まで
 - * 通行止め期間の迂回路については、図面箇所を参照ください



問合せ 区画整理課区画整理G（内線 214）

8月3日(日)は幸田町長選挙の投票日です

投票のできる人

投票するためには、次の2つの要件を満たし、選挙人名簿に登録されている必要があります。

①年齢要件

平成6年8月4日までに生まれた人

②住所要件

平成26年4月28日までに住民票が作成され、または幸田町に転入の届出をし、引き続き幸田町の住民基本台帳に登録されている人（投票するまでに町外へ転出した人は投票できません）

投票時間・場所

投票時間は、午前7時から午後8時までで、投票所は地域によって異なり、下記の通りとなっています。

投票区	投票場所	行政区名
第1投票区	坂崎小学校特別教室棟	長嶺・久保田・坂崎
第2投票区	幸田小学校北校舎1階会議室	大草・高力
第3投票区	障害者地域活動支援センター	鷲田・新田
第4投票区	菱池保育園	岩堀
第5投票区	中央小学校体育館	横落
第6投票区	荻谷小学校体育館	荻・芦谷・幸田・桜坂
第7投票区	深溝小学校体育館	里・市場・海谷・逆川
第8投票区	高齢者ふれあいプラザ	六栗・上六栗・桐山
第9投票区	豊坂小学校体育館	野場・永野・須美



期日前投票について

仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事で投票日に投票できない人はご利用ください。

期間 7月30日(水)～8月2日(土)の午前8時30分～午後8時

場所 幸田町中央公民館

明るい選挙を実現するための寄附禁止のルール

政治家の寄附は禁止！ 有権者が寄附を求める ことも禁止！

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも禁止されています。

*ここで言う政治家とは現に公職にある人に加え、候補者になろうとする人も含みます。

みんなの願いきれいな選挙



 お中元・お歳暮	 お祭りへの寄附・差入れ	 秘書や家族などが代理で出席する場合の結婚祝や香典
 落成式・開店祝の花輪や御祝など	これらの行為は全て禁止されています！	 町内会の催物や旅行会などへの寸志・飲食物の差入れ
 葬式の花輪・供花	 病見舞い	 入学祝・卒業祝

問合せ 幸田町選挙管理委員会（総務課内、内線361）

夏を乗り切ろう！

【熱中症とは？】

熱中症とは、温度や湿度が高い中での作業や運動により、身体のだるさ、めまい、足がつる、手足が痺れ、吐き気などの様々な症状をおこす病気で、死に至ることもあります。予防することで防ぐことができます。家の中でじっとしていても室温や湿度が高いため、熱中症になる場合がありますので注意が必要です。

【熱中症予防】

小児、高齢者は熱中症が特に起こりやすいので、しっかり予防しましょう。

心臓や腎臓など持病をお持ちの方は、夏の過ごし方についてかかりつけの医師に相談し、上手にコントロールしましょう。

- ・部屋の温度をこまめにチェック！（普段過ごす部屋には温度計を置くことをお勧めします）
- ・室温28℃を超えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう！
- ・のどが渇かなくてもこまめに水分補給！
- ・外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も！
- ・無理をせず、適度に休憩を！
- ・日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを！



【熱中症かなと思ったら】

- ・涼しい場所に移動し、衣服を緩めて体を冷やす！
- ・まずはスポーツドリンクなどで水分補給！（一気に飲まず、自分で少しずつ摂るようにしましょう）
- ・付き添いの方は傷病者からなるべく目を離さないようにしましょう。
- ・頭痛やめまい、吐き気、脱力感や倦怠感が強い場合は、早めに医療機関を受診してください。

【このような時は迷わず119番に電話して救急車を要請してください。】

- ・自分で水分が摂れない（自分で動けない、吐き気が強く飲んでも吐いてしまう）、意識がない（言動がおかしい）、全身のけいれんなどの症状を発見された方は、ためらわずに救急車を呼んでください。

問い合わせ 消防署・救急担当 ☎63-0119



参考

総務省消防庁：「熱中症対策リーフレット」<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2605/pdf/260514-1.pdf>

環境省：「熱中症の応急処置」http://www.wbgt.env.go.jp/pdf/heatstroke_checksheets.pdf





こうた緑のカーテンコンテスト参加者募集！

緑のカーテンは、部屋の温度上昇を抑え、暑い夏を乗り切るのにととても効果的です。見た目の涼しさに加え、省エネや地球温暖化対策の一環にもなります。

町内のご家庭や事業所で取り組まれている、自慢の「緑のカーテン」をぜひご応募ください！

対象：幸田町内において、平成26年春以降に「緑のカーテン」を設置している個人・団体

部門：①個人部門・・・戸建住宅、アパート、マンション等

②団体部門・・・事業所、学校、保育園、幼稚園等

応募方法：応募用紙に必要事項を記入し、写真を添付の上、直接持参、郵送またはメールで提出してください。

*メールの場合は、容量は3MB以下をお願いします。

*応募用紙は、環境課（役場庁舎2階）で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

応募締切：平成26年9月1日（月）必着

審査内容：緑のカーテンの出来ばえ、工夫した点などを審査対象とします。

表彰：幸田町町村合併60周年記念事業（10月12日（日）開催）で、優秀事例を表彰します。

応募先：〒444-0192（住所記載不要）

幸田町役場 環境課 環境保全グループ

Eメール kankyo@town.kota.lg.jp ※容量は3MB以下

問合せ：環境課環境保全グループ（内線272）

【昨年の公共施設の緑のカーテン】



【坂崎保育園でのグリーンカーテン植付けの様子】



国民健康保険高齢受給者証が更新されます

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日(金)から新しくなります。対象者には肌色から白色に変わった新しい受給者証を、7月下旬までに郵送します。

対象 昭和14年8月2日から昭和19年7月1日生まれの国民健康保険被保険者
問合せ 保険医療課国保年金G (内線142)

後期高齢者医療保険証が更新されます

- ①現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(木)です。8月1日(金)から使用していただく保険証を7月中旬から下旬に書留で郵送します。
*配達時に不在の場合は、郵便受けに案内(郵便物等のお預かりのお知らせ)が入ります。
郵便局の連絡先 (☎0533-69-0855)
- ②郵便局での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は保険医療課に返還されます。
その場合は、保険医療課の窓口でお渡ししますので、ご本人と確認できる書類を持ってお越しください。
- ③8月1日以降に医療機関を受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

問合せ 保険医療課医療G (内線145)

福祉医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

福祉医療制度は心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費を助成する制度です。母子家庭等医療費、後期高齢者福祉医療費(一部該当者)の受給者証が、8月1日(金)から新しくなります。受給者証の更新が必要な人には、更新申請書を7月上旬に郵送しますので、記載例に従って必要事項を記入・押印の上、更新の手続きをしてください。手続き完了後、引き続き対象となる人には7月末までに受給者証を送付します。

問合せ 保険医療課医療G (内線145)

福祉タクシー利用券が交付されます

今年度から内部障がい2級、3級の人へもタクシー利用助成券が交付されます。

対象者 幸田町に住所があり、下記の手帳をお持ちの人

手帳の種類	対象基準
身体障害者手帳	1級から3級
療育手帳	A判定またはB判定
精神障害者保健福祉手帳	1級または2級

- *自動車税または軽自動車税の減免を受けている人は対象となりません。
- *2つ以上の障がいがある場合は障がい区分ごとに判断します。例えば、下肢不自由4級の障がいが2つあり、総合等級で3級となる場合については対象外となります。
(それぞれの障がいは4級のため)

助成額 年額35,000円分まで(500円券・200円券 各50枚)

- *5月以降に申請される人は、定められた枚数分減らして交付されます。

申請に必要な物 対象となる障害者手帳・印鑑

申請場所 福祉課福祉G

問合せ 障害者地域活動支援センター「つどいの家」 ☎63-2941

福祉医療費助成制度について

受給者が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険の自己負担額を助成して健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図ることを目的としています。

対象となる人は、町内に住所を有し、健康保険（国民健康保険、社会保険など）に加入している下記の制度に該当する人となります。

申請に必要なものは、印鑑、健康保険証、障害者手帳など対象者であることを証明する書類です。

*申請がなければ助成を受けることができません。詳細はお問い合わせください。

制度	対象	助成内容
子ども医療	0歳～中学3年（年度末まで）	医療保険の自己負担額を助成します。
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 1～3級 4級（腎臓機能障害） 4～6級（進行性筋委縮症） ●療育手帳A・B判定の人 ●自閉症状群と診断されている人 	医療保険の自己負担額を助成します。
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ●母子、父子家庭の子が18歳に達する年度末までの母、父、子（児童扶養手当に準ずる所得制限があります） ●父母のいない子が18歳に達する年度末まで 	医療保険の自己負担額を助成します。
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳 1級、2級	医療保険の自己負担額を助成します。
	精神障害者保健福祉手帳 3級	精神疾患に関する入院医療費自己負担額の2分の1を助成します。
	自立支援医療受給者証の交付を受けている人	自立支援医療における精神疾患の通院医療費自己負担額（1割）と精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1を助成します。

*後期高齢者医療の被保険者の人で下記に該当する人

制度	対象	助成内容
後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者医療、母子家庭等医療、精神障害者医療の受給資格を満たす人（上表） ●戦傷病者手帳所持者 ●精神障害の措置入院患者 ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による命令入所患者と同等の要件を有すると認められた人 ●ねたきり、認知症で生活介護を受けていることが3か月以上継続し、町民税非課税の人 ●一人暮らしで、町民税非課税の人 ※状況調査を行います。	医療保険の自己負担額を助成します。（全疾病） ただし、以下の人は異なります。 ●精神障害者保健福祉手帳3級の人 は、精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1を助成します。 ●自立支援医療受給者証の交付を受けている人は、精神疾患の通院医療費の自己負担額、精神疾患の入院医療費の自己負担額の2分の1を助成します。

*入院時の食事代や部屋代などは助成対象となりません。

*生活保護受給者や施設措置入所などにより同等の医療助成を受給している人は対象者から除きます。

問合せ 保険医療課医療G（内線144）

医療費の窓口負担や入院時の食事代が軽減される認定証の更新を忘れずに

1カ所の医療機関などに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院時の食事代などの標準負担額（自己負担額）が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は、7月31日（木）までです。

国民健康保険の被保険者は、引き続きこの認定証の交付を受けるには、改めて申請が必要です。申請に必要なものを持って、役場1階保険医療課（4番窓口）までお越しください。

後期高齢者医療の被保険者で「標準負担額減額認定証」を既にお持ちの人は、今年も適用区分が低所得者Ⅰ・Ⅱ（町民税非課税世帯）に該当すれば、7月下旬に新しい認定証を郵送いたします。（申請手続きは不要です。）また、新たに適用区分の低所得者Ⅰ・Ⅱに該当された人は、申請手続きが必要です。6月下旬にご案内を郵送していますのでご確認ください。

医療費1カ月の自己負担限度額（70歳未満）

適用区分		過去12カ月間の世帯内の高額療養費支給回数		対象となる認定証
		3回目まで	4回目以降	
A	上位所得者	150,000円	83,400円	限度額適用認定証
		+500,000円を超えた総医療費の1%を加算		
B	一般	80,100円	44,400円	限度額適用・標準負担額減額認定証
		+267,000円を超えた総医療費の1%を加算		
C	低所得者（注）	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費1カ月の自己負担限度額（70歳以上）

適用区分	負担割合	自己負担限度額		対象となる認定証
		外来	外来+入院	
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円	/
一般			+267,000円を超えた総医療費の1%を加算 （4回目以降は44,400円）	
低所得者Ⅱ（注）	2割・1割	12,000円	44,400円	限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得者Ⅰ（注）		8,000円	15,000円	

入院時の食事代の標準負担額

適用区分	標準負担額	対象となる認定証
一般・上位所得者・現役並み所得者	1食260円	限度額適用・標準負担額減額認定証
C 低所得者（注） （70歳未満）	1食210円	
低所得者Ⅱ（注） （70歳以上）	1食160円	
低所得者Ⅰ（70歳以上）（注）	1食100円	

（注）国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が町民税非課税の人（Ⅰ・Ⅱの区分などは申請時にお調べします）

申請に必要なもの 印鑑、保険証、現在お持ちの認定証、90日を超える入院がある人は、領収書など入院日数の確認ができるもの

問合せ 国民健康保険については……………保険医療課国保年金G（内線143）
後期高齢者医療については……………保険医療課医療G（内線146）

国民年金保険料免除制度について

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1カ月の保険料は、15,250円（平成26年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料が全額免除または一部納付（一部免除）となる制度があります。

◎免除と未納はこんなに違います！

	老齢基礎年金を受けるための資格期間		老齢基礎年金の受け取り額		障害・遺族年金を受けるとき		所得審査を受ける人
全額免除	○ 受給資格期間となる		○ 一部算入される		○ 納付した場合と同じ		本人 配偶者 世帯主
納付猶予	○ 受給資格期間となる		×		○ 納付した場合と同じ		本人 配偶者
4分の3免除 [4分の1納付 3,810円を納める]	○ 受給資格期間となる	× 一部納付しないと未納と同じ扱い	○ 一部算入される	× 一部納付しないと未納と同じ扱い	○ 納付した場合と同じ	× 一部納付しないと未納と同じ扱い	本人 配偶者 世帯主
半額免除 [半額納付 7,630円を納める]	○ 受給資格期間となる		○ 一部算入される		○ 納付した場合と同じ		本人 配偶者 世帯主
4分の1免除 [4分の3納付 11,440円を納める]	○ 受給資格期間となる		○ 一部算入される		○ 納付した場合と同じ		本人 配偶者 世帯主
未納	×		×		×		

※保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。

※追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

平成26年度の申請受付は、7月からとなります。申請対象期間は、平成26年7月から平成27年6月までの保険料納付がない期間です。この期間の申請には、前年（平成25年）中の所得の申告が必要です。所得申告のない人は、申請できませんので、所得申告を済ませてから申請してください。また、平成26年1月1日に幸田町に住所のない人は、平成26年1月1日の住所地から、申請者、配偶者および世帯主の所得、扶養親族、社会保険料控除等がわかる証明書をお取り寄せのうえ、申請してください。

◎さかのぼって免除等の申請ができる期間が拡大されました

平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって国民年金保険料の免除等を申請できるようになりました。

【免除等の申請対象期間と審査所得の関係】 ※平成26年7月時点

区分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
平成23年度分	平成24年6月分（注1）	平成22年中所得
平成24年度分	平成24年7月～25年6月分	平成23年中所得
平成25年度分	平成25年7月～26年6月分	平成24年中所得
平成26年度分（注2）	平成26年7月～27年6月分	平成25年中所得

（注1）平成24年5月分は、平成26年7月2日まで申請ができます。

（注2）平成26年度分は、平成26年7月から申請ができます。

申請時の注意点

①年度ごとに申請書の提出が必要です。

1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。 *免除・納付猶予は7月から翌年6月まで。

②過去の所得で審査します。

申請する年度に対応する前年所得に基づき審査されます。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

◎こんなときは減免が受けられます

申請により受けられる国民健康保険税の減免は、下表のとおりです。

減免の判定基準	減免される税額														
世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が2分の1以下に減少すると見込まれる世帯（非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が低額となる世帯を除く）	所得割額の半額 （非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が高額となる世帯は、その差額）														
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡した世帯	死亡後に到来する納期の納付額の全額														
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が障害者となった世帯	障害者となった日以後に到来する納期の納付額の9割														
災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に相当の損害を受けた世帯で、前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯	災害を受けた日以後に到来する納期の納付額に対し下表の区分による額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の区分（前年の所得額の合計）</th> <th colspan="2">減免される額</th> </tr> <tr> <th>全壊・全焼</th> <th>半壊・半焼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え450万円以下</td> <td>8割</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>450万円を超え600万円以下</td> <td>半額</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の区分（前年の所得額の合計）	減免される額		全壊・全焼	半壊・半焼	300万円以下	全額	半額	300万円を超え450万円以下	8割	4割	450万円を超え600万円以下	半額	2割
世帯の区分（前年の所得額の合計）	減免される額														
	全壊・全焼	半壊・半焼													
300万円以下	全額	半額													
300万円を超え450万円以下	8割	4割													
450万円を超え600万円以下	半額	2割													
固定資産税額（土地・家屋）の減免を受けた世帯	減免となった固定資産税額による資産割額														
被保険者が少年院などの施設に収容、または刑事施設や労役場などの施設に拘禁された世帯	被保険者が拘禁などされた期間に対する税額														
被保険者が心身障害者医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														
被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であった者（65歳以上の者に限る）が国民健康保険の被保険者（旧被扶養者）となった世帯で、下表の区分による世帯	旧被扶養者に対する所得割額・資産割額の全額、7割または5割軽減を受けた世帯を除く世帯の下表の区分による額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の区分</th> <th>さらに減免される額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯</td> <td>旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）</td> </tr> <tr> <td>旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯</td> <td>均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の区分	さらに減免される額	旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）	旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）								
世帯の区分	さらに減免される額														
旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）														
旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）														
世帯主と被保険者の町民税が非課税の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														

◎支払いは便利な口座振替で

国民健康保険税の支払いには、便利な口座振替をご利用ください。

なお、世帯主が65歳以上の被保険者で、その世帯に65歳未満の被保険者がいない人は、口座振替の人などを除き、受給する年金から天引きされます。

平成26年度 国民健康保険税はこうなります

国民健康保険税は、世帯ごとに計算され、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が被保険者でなくとも、その世帯に被保険者がいれば、その世帯主に課税されます。

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割をそれぞれ医療保険分・後期高齢支援分・介護保険分（40歳から64歳までの人）ごとに計算した合計額を年税額として、7月から翌年2月までの年8回に分けて納めていただきます。

平成26年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりですが、具体的な税額などは、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

◎税率などは下表のとおりです

平成26年度は、課税限度額が後期高齢支援分と介護保険分で2万円ずつ引き上げられましたが、それ以外の税率などは、平成25年度と変わりありません。

国民健康保険税は、被保険者の医療費にあてられる大切な財源であり、その被保険者間で公平に負担していただくよう税率などが決められていますので、必ず納期限までに納めましょう。

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分
所得割	前年の所得から33万円を控除した額	5.00%	1.60%	1.27%
資産割	固定資産税額（土地・家屋）	12.00%	4.00%	3.90%
均等割	被保険者1人当たり	24,800円	5,600円	9,800円
平等割*1	1世帯当たり	21,000円	4,400円	3,800円
課税限度額		51万円	16万円	14万円

*1 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は、平等割額（医療保険分・後期高齢支援分）が移行後5年間は半額、その後3年間は4分の3となります。

◎低所得者は税額が軽減されます

平成26年度は、軽減の判定基準の見直しにより、軽減の拡充が図られました。

軽減の対象	軽減の判定基準	軽減される税額
世帯主・被保険者・旧被保険者*2 の前年の所得額の合計 (65歳以上の公的年金等の所得からは15万円を控除)	前年の所得額が33万円以下	均等割額・平等割額の7割
	前年の所得額が33万円+24.5万円×(被保険者・旧被保険者の人数)以下	均等割額・平等割額の5割
	前年の所得額が33万円+45万円×(被保険者・旧被保険者の人数)以下	均等割額・平等割額の2割

*2 旧被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人

◎倒産や解雇などによる非自発的失業者に対する軽減措置があります

平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人は、申告により、離職の翌日から翌年度末までの期間において、前年所得のうち給与所得を100分の30として所得割額を計算し、低所得者の税額軽減についても、同様に判定します。

対象となる雇用保険受給資格者証の離職理由の番号	
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34